

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣元から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

### 1. 2023年度労働者派遣事業における 労使協定の有無・マージン率等

許可番号	派 35-300171
事業所	株式会社ニュージャパンレჯ
所在地	〒753-0214 山口市大内御堀3777番地の2

労使協定締結の有無	労使協定の範囲	有効期間
有	派遣先でシステム設計の業務に従事する従業員	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

派遣労働者数	派遣先 事業所数	労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率
2名	3社	37,142 円	25,536 円	31.2%

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

### 2. マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、会議保険料、雇用保険料、 労災保険料などの事業者負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求不可)	
会社 運営 経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌・インターネット等)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (教育訓練・事務管理費・家賃・水道光熱費等)
	営業費用	営業スタッフの person 費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営経費を差し引いた利益	

### 3. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー教育、各種PC教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、派遣の概要